

平成24年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年9月14日 午前10時00分			副議長 田 口 好 秋	
	散会	平成24年9月14日 午後0時40分			副議長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	欠

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	堤 一男
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	宮崎 繁利
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長		水道課長	田中 昌弘
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成24年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年9月14日（金）

本会議第6日目

午前10時 開議

日程第1 議案質疑

議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）

議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第64号 建設工事請負変更契約の締結について

議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

午前10時 開議

○副議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は議長が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

昨日に引き続き議案質疑を行います。

議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

歳出24ページ、第6款 農林水産業費についての質疑を行います。

1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

農業振興費、負担金補助金の中の補助金ということで、機械利用組合機械導入等支援事業ということで上がっております。この説明につきましましては、嬉野市内の5地区にある、その中の2地区から希望があって、機械を導入するということで御説明を受けているわけなんです、その2地区がどこなのか、そして、機械としてはどういう機種を入れられるのかですね。

それと、今回、補正として上がったわけなんですけれども、結局は、どこまでこの希望があった場合に、この増額補正をしていくのかということが見えておりません。基本的には、おおむね予算枠というものは決められていると思うんですけれども、この利用組合の支援事業として、年度内のおおむねの限度額というものをどういうふうに考えていらっしゃるのか。というのは、県の事業の採択が厳しくなって、なかなか県の事業に乗れないということで市が独自にこの事業を始めたわけですので、そのあたりがなければ、今後の予算を形成してい

くにもどうなのかなという気がいたしますので、そのあたりについて御説明をお願いしたい
と思います。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、1点目の対象となる今回の補正の組合と機種ということでございます。

この件につきましては、美野の南地区の機械利用組合、これはコンバインでございます。
それと、あと、吉田地区の機械利用組合、これもコンバインでございます。

2点目の年度の予算限度額はどうなっているのかという御質問でございますが、今回、こ
の事業につきましては、当初予算作成時におきまして、対象機械の機種ですね、各1台分の
補助限度額の合計金額を計上し、140万円という額を計上しております。予算成立後におき
まして、市内に27地区の機械利用組合がございますが、ここに要望調査を実施いたしまして、
今回、補正をするものでございます。

議員おっしゃるように、限度額の規定といたしますか、決まりといたしますか、そういうこと
に関しましては、次年度から予算作成時まで、各機械利用組合のほうへ機械の更新計画な
どを調査を実施いたしまして、一律に金額を定めるものではなくて、その年度内に要望があ
った、更新計画があった分について、予算の計画の限度額を設定してまいりたいと、これは
中期財政計画にも反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、単年度単年度の限度額というものは設けないけれども、25年度については、
この24年度で27の各地区にある利用組合に、その機械の更新の分を全部調査すると、そこで
上がってきた分を積み上げて25年度の予算というふうに持っていくということで理解をして
いいわけですよ。

そうなったときに、年度内の途中で、更新時期と違って、要は故障関係ですよ。そうい
うことで急遽機械を交換しなければならないというふうなことで、この補助金を使って支援
事業の中で機械を買い換えたいというふうな希望が出た場合も考えられるわけなんですよ。
そういうふうになった場合は、結局、補正予算として、やはり積み上がっていくわけなん
ですよ。

だから、そのあたりの考え方が私の言う、その年度内の限度額というのをどこまで持って
いくのかということなんですよ。そのあたりの考え方が、まだはっきり決まっていらっし

やらなければ、それでも結構ですし、もし、今、その方針についてもおおむね決まっているようであれば、お答えを願いたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

今の段階でははっきりした回答はできませんけれども、所管としましては、緊急事態が発生した場合は、一応検討をしたいというふうなことで考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、4目、茶業振興費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

私は、農業費、茶業振興費、この中の補助金について質問いたします。

今回、県の補助ということでありまして、4,261万6,000円、かなり高額な金額が補助として、2分の1の補助として出されておりますけれども、この説明の中で、これは個人に対してということでしたが、今まで私もよくわからないんですけれども、組合とか、何人かで集まった分に対しての補助金というのは過去にも聞いたことはあるんですけれども、今回、これだけの金額の補助が個人さんに行くという、そのことについて、その条件とか、そういったものはどうなっているのか、お伺いいたします。

また、そのほかに農業関係の中で、こういった個人に対する補助金というのは、こういったものがあるのか、いっぱいあるなら重立った分で結構ですので、その点について、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

この事業は、強い農業づくり交付金事業でありまして、国の事業であります。資金の流れといたしましては、県を通して市町村、そして事業体に流れるわけでありまして、資金そのものは国費でございますが、県のほうを通過いたしますので、県費のほうで今回も計上させていただいているところでございます。

今回、お尋ねの要件関係でございますが、この農業づくり交付金の実施要綱なんですけれども、その中に採択要件が5要件設定をされているところでございます。

1つに、受益農家及び事業参加者が含めて5戸以上であるということが前提にあります。ここで、まず受益農家ということでありまして、一応お茶のほうですね、生を買い取

りされておりますので、この分が4戸ありますので、事業者を含めまして5戸以上ということとされております。

それと、2番目に成果目標の基準が示されておまして、これが3年後の事業目標を達成できるかということの要件があります。

それと、3つ目に面積要件がございまして、これが10アール以上になっております。（発言する者あり）すみません、10ヘクタールでございます。

次に、4番目に総事業費が5,000万円以上ということになります。

最後に、5番目に、この整備によって全ての雇用によって、全ての費用を補うことが見込まれるということで、健全な収支が行われるということを条件にされているところでございます。

そして、一応個人ということでありましてけれども、あくまでもこの採択要件が、この5要件になっておりますので、ここをクリアできたら、採択要件になりますということになります。

あと、それと、ほかにはちょっと、これは1回、過去施設については、この部分ですけれども、あとは小規模の土地の基盤整備ということで、ちょっと基盤事業が変わりまして、5ヘクタール未満の小規模基盤整備を支援する分については、地域自主戦略交付金・沖縄振興公共投資交付金等のほうに対応するというようになっております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

あとの分は個人に出る分の補助金ということですよ。そういうのがあるということですよ。（発言する者あり）はい、わかりました。

そしたら、今の、先ほど説明の中に、受益のそういう農家が5戸以上という条件がありましたけれども、そしたら、個人という中に、そこにかかわっているほかの農家の人が5件あるというふうに捉えていいんですかね。単純に自分の家だけの中でやっているというんじゃなくて、ちょっと範囲が広いとか、そこら辺に関係する5件以上の農家があるというような条件というふうに判断したらいいんですかね。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

議員さんの言われるとおりでございます。ここにあくまでしがらみとしましては、1事業者に対して、そこに受益農家があと4戸含まれたところで採択要件に入っておりますので、そのとおりでございます。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、こういった補助金についての紹介とかというのはどういう形で、皆さんこういうのは御存じなのか、ちょっとすみません、農業関係のほうでちょっと私、わからない部分でお聞きしたいんですけれども、こういう補助がありますよというような紹介とか、そういう部分については、例えば、今回のこういう大きな補助金がありますけど、こういうのがありますよという紹介は皆さん御存じなのかどうか、そこら辺の広報というか、紹介に関してはどういう形で行われているのか。

今回、この予算に出ている分は、こういった関係者の人は皆さん御存じなのかどうか、その点について、最後ですけど、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

周知関係につきましては、毎年J Aですね、西九州茶連、藤津改良普及センターですね、合同により生産者との説明会を行っているところでございます。内容につきましては、補助事業、茶管理、摘採、製造、茶醸成について、大体毎年2回程度、3月、8月に4班編成で3日間程度回って、そういった状況を農業者の方に説明等をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

今の質問とお答えでおおむね理解はしましたけど、1点だけ確認をさせていただきます。

今の中での告知と選定をなさる中で、今回該当者1名ということですがけれども、ほかに該当者がおられなかったのか、最終的に1名に絞られたのか、お尋ねいたします。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

今現在の状況といたしましては、1件でございます。（「はい、承知しました。以上です」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

私は、13節の委託料についてお尋ねをします。

嬉野茶交流館建設事業について、基本構想作成費が計上されておりました、入札減ということで、減額補正ということではありますが、これは最低制限価格の提示があっていたのかです。

それから、当初の主要な事業の説明書の中にですけれども、不動産鑑定費として宅地水田3,000平米の委託料というのがあります。その辺も含めて、この辺の進捗状況について、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

第1点の最低制限を設けているかどうかにつきましては、今回は設定をいたしておりません。

2番目に、不動産鑑定等の進捗状況ということでございますが、今月中旬に第1回の嬉野茶交流館の建設推進委員会の開催を予定しているところでございまして、その中で建設場所等を議論していただきまして、決定次第、不動産鑑定の業務に入るということで思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、今月中旬と言われましたが、もう中旬にはなっているわけですが、もう間もなく開催されるというふうに理解をしいいわけですか。

それと、もう今回の建設委員会で場所のちゃんとした決定が出されるわけですか。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

今回、中旬に開催を予定しております。もう少し時間がかかるかと思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

じゃ、そういう決定については、まだ何回か建設委員会を開催される予定というふうに理解をしていいわけですか。

○副議長（田口好秋君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

はい、そのとおりでございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

今の副島議員の関連になりますけれども、委託料基本構想作成のことについて、ちょっと二、三お尋ねをしてみたいと思います。

こういう基本構想等の落札率というんですか、そういうものは通常どれくらいの率で落ちるのかという、私、今回このことによって、全部調べようと思ったんですけれども、時間がなかったの。と申しますのが、今議会でもそうなんですけれども、当初予算のこういう計画策定に関する予算額から、非常に落札金額、減額が大きいわけですね。福祉の分においては、プロポーザルから入札に変わってから、がらっと契約金額が落ちた。これについても、350万円の当初予算、それから約60%なんですよね、入札価格が、落札価格が。

だから、通常の工事等とはまた異なると私は思いながらも、とりあえず入札する場合は、大体見積もりをとりながら、その上で行えるわけでしょう。そうした場合に、見積もりをとりながら入札をされて、こういう落札になるということは、当初予算の見込みというものが、少し甘いのではないかなという気がしてならないわけなんです。最近、そこら辺のところの落札価格減額というのが、特に目立ち過ぎますので、非常に気になる部分があるんですよ。

だから、これは基本構想策定においても、何回も申しますけれども、プロポーザルじゃなくても入札できる分がある、それをあえてプロポーザルやっているとか、今回のことについても、こういう形で非常に減額が大きいということについて、もう一度、競争入札になったからこういう価格になったということの結論で言われると思うんですけど、もう一度御説明をいただきたいと思っておりますけれども。

○副議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

今回、その基本構想ですね、委託に出すに当たりまして、どういうものをやるかという仕様書を作成いたしております。その中で、ずっといろいろたっておりまして、最初はイメ

ージパスまで含めて、いろんな構想から、それから最後は建設推進委員会にも出席をしてくださいという、かなり詳しい内容を差し上げて見積もりをとったところでございます。

その中で、今回、予算として三百何十万円かの……（「350万円」と呼ぶ者あり）350万円お願いしておりますけれども、最初とった見積もりが、例えば、去年のときに、第1回なんかは極端に言えば800万円とか、それから、ほかの業者にとり直したら500万円とかというような数字が出てまいりました。それで、その辺を、規模から見て、ちょっとこれは高過ぎるんじゃないかということで、じゃ、イメージパスとかはやめて写真パスに変えようとか、そういう検討をした中で、また再度見積もりをとったりということで、いろいろうちのほうも検討しております。

今回、極端な落札率となっておりますけれども、意外にこの基本構想とかというのは、ほとんどが人件費に絡むものが多いと思うんですよ。ですから、その辺で業者の考え方とか、その辺の人件費を抑えてとりたいという考え方がおられる場合がございますので、議員おっしゃるとおり、委託料については非常に6割とか5割とか、そういうふうな低い落札率で出てきているのが非常に多いんじゃないかということでございます。

ちょっと答弁にならないかもわかりませんが、状況としては以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、もう見積もりについても、何回も何回もやり直した後で、最終的に350万円という数字に落ち着いて、それが最終的には今回このような形に、140万円減額になって210万円という数字になったということで認識をしていいわけですかね。そういうことで理解をして。わかりました。ここら辺については、私、もう少し勉強させていただきたいと思います。

それで、先ほど部長は、仕様書等をつくって、それを示したというふうなことを言われました。じゃ、今回、この落札業者においては、今後について、いろんな形のプレゼンというものは、また出てくるわけですかね。

○副議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

ちょっと御質問の意味がわかりません。

○副議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、落札して構想を策定されますよね。そこら辺において、そのことについてのプレゼンがあるかと思うんですよね、説明等々が。それはないんですかね。

○副議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

今回は、仕様書に基づきまして落札をいたしておりますので、この業務について、最終的には委員会の中に一緒に業者は入ってもらいます。ですから、その委員会の中の取りまとめと、それとアドバイスとか、そういうものを含めて、いや、ここは委員会はそうでしょうけれども、専門業者としてはこういうのがいいんじゃないかというふうな御提案をいただいたりとか、議事録をつくったりとか、それによって一緒にすり合わせをしながら、最終的には納得のいくものをつくってもらうようなことで計画をいたしております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、9目、農業農村整備費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、こちらの項目の農地・水保全管理費の支払いの減額です。減額の理由は説明を受けましたので、理解をいたしました。この交付金のことなんですけれども、交付時期がいつごろになるのか、わかりましたら教えてください。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

交付の時期というお尋ねでございますが、まず、交付決定が市から9月の5日付で各地区へ送付しております。そこに、その文書に明記をしておりますけれども、交付時期につきましては、県協議会より9月末ごろ交付の予定ということで明記をしております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今回、こととしてこの事業は5年目ですけれども、例年からすると相当ふえていると、これは国のああいった混乱の中でということで、先はわからないという執行部からも聞いてはおりました。事業は、そのままちょっととめてくれと、入金になる前ということをお願いしながらも、やっぱり年間の四季折々の事業をいたしていますんで、やっぱり今回はそういった形で大幅におくれたというのが一つの不安材料でもありました。ほかに、こういった留保をするような交付金があるものかどうか確認をします。こういったおこなれているという、例

えば、中山間とか。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

今回、おくれた理由につきましては、この農地・水の、今回2期目が、共同活動がスタートしたわけですが、今回、初年度ということで、手続等に時間がかかりまして、今年度のみ少々おけているというふうなことでございまして、次年度からは早くなるということが想定をされます。ほかの事業につきましては、予定どおりということで聞いております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、私の勘違いかわかりませんが、農地・水は、今度向上対策が入って、2つの事業が並行しながら来ているんですけども、これは向上対策の分ということで捉えていいですか。従来の5年目になります分の事業もおけているんでしょう。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

これは、一つ一つ交付がされるものではなく、一遍に交付をされますので、向上も共同も同時交付というふうなことになります。

以上です。（「はい、承知しました」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、24ページ、2項、林業費、2目、林業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

次に、4目、造林費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下議員。

○4番（山下芳郎君）

こっちの説明を受けまして、今回は谷所石垣地区ということで聞いておりますんですけども、この制度を使う中で、市民への告知と、その申請方法をお示してください。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

告知の方法と申請の方法ということでお尋ねでございますが、この事業につきましては、まず、この事業体につきましては、森林経営計画を作成し、その認定を受けた方が実施できるというふうな事業でございます。今回の場合は、森林組合が実施をされますけれども、ほかに森林所有者とか林業事業体、これは民間の事業体でございますが、実施が可能です。

今回、谷所地区の所有者への説明については、その森林事業体のほうから直接森林所有者へ説明をいたしまして、承諾を得て、それから森林組合が代行で申請を出しているというふうな状況でございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、今回は森林組合が主体となった形で、この直接支援をなさるということですが、嬉野市の農林課が嬉野市全域に、基本的には対象にしているということで認識をしてよろしいんですか。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

直接、農林課が広報ということではなくて、森林事業体の実施をするときに、その地区へ説明に参るというふうなことで、その後にこの事業の申請があっているということでございます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、あくまでも森林組合なりが直接、この山林の持ち主の方としながら、そこに嬉野市が後で、この支援事業をするということで認識してよろしいわけですね。主体は森林組合と。

○副議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

はい、そうでございます。

○副議長（田口好秋君）

これで第6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出25ページ、第7款、商工費について質疑を行います。

1項、商工費、4目、観光費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

こちらでも説明をお聞きいたしておりますんですけども、この分について、所有者全員の賛同を、この水位を測定する中で賛同をいただいておりますのか。また、この源泉集中管理そのものの、これを行うことによって、推進は当然していかなければいけませんけれども、まず、すみません、賛同をいただいているかということを確認します。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

平成20年2月に集中管理の所有者会議がっております。その中で、流量、漏水量等、漏れている水とかくみ上げている水を調べてくださいということで、皆さんの同意を得ていますので、同意済みということになります。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

こういった測定をいたしますと、多分に揚湯量から、その使用量を計算されるわけですから、その差額が結果的には漏湯というんでしょうか、漏れているというんでしょうか、そういったことが見えてくるんじゃないでしょうかと想像するわけですけども、そうなったときに、その指導はどういった形で、どこがどうするんでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

そのデータをもとに、また源泉集中管理の所有者会議を開くようになると思います。その中で、そのデータの分析を行いまして、皆さんにお示しをして、こういう、この源泉からのくらいぐらいは漏湯しているんじゃないですかという報告をしますので、その源泉所有者の方が調査をされるというふうに考えます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、その結果をもとにしながら、この源泉集中管理の10年ということの一つのめど、平成27年かな、8年ですか、それを目当てにしながら進んでいかれるということで認識してよろしいんですか。源泉集中管理を協力的に、これをもとにしながら進めていくということで認識してよろしいんですか。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

皆さんの同意を得ながら進めていくつもりですが、合併特例債の延長が5年ありましたので、その分、できるだけ早目に、早急に皆さんの同意を得ながら進めていきたいと思っておりますが、めどとしては、その時期をめぐって（「その時期とは」と呼ぶ者あり）27から8ぐらいをめぐって、同意を得て集中管理のほうに進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

その委託の中で、主要な事業の説明書15ページに、委託料の中身として打ち合わせ、協議ということで106万2,000円計上されております。この中身について、もう少し詳しく御説明を願いたいのと、もう1点が、全体説明をされた中で、これが18カ所の源泉があって、そのうちの9カ所は自主的に検査をされて県の薬務課のほうに報告をされているということをおっしゃったわけですよ。ということは、残りの9源泉については、県のほうにも報告はされていないということですよ。その9の源泉の中で、今回4つの源泉の調査を行いたいということで、今回の予算が上がったということで理解をしているんですが、間違いはないですよ。

そうなったときに、本来は源泉の所有者が、源泉を利用する義務として県への報告というのが、これは義務づけられていないと思うんですけども、その点が、なぜ義務づけがされていないのかというのがわかれば、ちょっとお教えいただきたいんですよ。

というのが、あくまでもこれは個人個人の財産権と言いながらも、結局この集中管理の大前提というのが、嬉野にあるこの貴重な温泉というものを守りましょうということで、集中管理をやっていこうというふうなことでやっていらっしゃるわけですよ。そうすると、やはり基本的には源泉の持ち主の皆様が、そういうことに御理解をいただいて、まずは自分たちがどれぐらい使っているのか、その報告をするのが、私は義務であろうと思うわけです。

よ。それをやっていらっしやらない泉源4カ所に税金を使うことが、果たして妥当なのかなというふうな気がしたものですから、基本的には18の泉源皆さんが、自主的に報告をされ、市の税金の中でその裏づけとなる調査をしていくというのであれば、私も理解をするんですが、申しわけないんですけれども、この2点について、御答弁をいただけますでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

先ほど質問された9泉源だけが県の薬務課のほうに自主報告という形でされております。その中で、どうして義務じゃないのかということまでは、ちょっと今のところ、うちのほうで調べていませんので、後日、薬務課のほうに問い合わせをしてお示しをしたいと思います。（「はい、結構ですよ」と呼ぶ者あり）

それで、全部で18泉源あります。その中で、自己使用というですか、商売をやめられて、自分ところだけ、家庭だけで使われているところがあります。そういうところとか、あと、泉源の中止をされているところもございます。くみ上げを、もう現在やっていないというところもございます。

それとあと、シーボルトの湯なり、福祉センターなりは、市のほうで調査というか、くみ上げ量がわかりますので、そういうところは外しております。

それとあと、源泉集中管理会議の中で、どうしても全体を見る中で、調査をしようという決定をされておりましたので、とにかく漏水量を調べたいということで、4カ所の超音波の流量計を使用する予定でございます。

税金を投入するというのが、自主的に皆さんが、泉源の方々がくみ上げ量を報告いただければ、こういう調査も必要ないんですが、実際のところがもうそれができていないということで、今回、市のほうで調査の計上をさせていただきました。

以上です。（「あと、打ち合わせ協議事項の……」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。打ち合わせ協議は、今まで調査をしている会社が公益財団法人中央温泉研究所とあって、東京のほうの会社になります。今回、その打ち合わせ協議で、交通費、航空運賃ですね、航空運賃が6往復分含まれております。打ち合わせ協議は実際は最初と最後と調査期間中に2回、4回を計画しております。ですから、1名だったり2名だったりという打ち合わせになると思います。

それとあと、人件費が含まれております。航空運賃だけで70万円ぐらいかかります。それとあと、人件費で30万円ぐらいかかります。あと、その中に、今、70万円、30万円、ちょっと36万円ぐらいになります。その中に経費と消費税分を按分して積算をしておりますので、その分も106万2,000円の中に含まれております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

やはりその会社じゃなければ調査ができないのかという気がするわけですよ。今、内容を聞くと、もうほとんどが交通費が主なんですよ。ですから、この近場、福岡県内、あるいは熊本県内ぐらいであれば、こういう調査をする会社があれば、要はその交通費そのものは、自分の会社の車を使えば燃料代、そして、要は高速関係の分、あとはそれに償却分で、この10分の1程度で、もしかしたら終わるんじゃないかなという気もするんですよ。そうになると、この調査をする会社というのが、佐賀県、あるいは福岡、長崎、熊本、あるいは特に大分なんかは湧出量が日本一というぐらいにあるわけですので、大分あたりにもこういう調査をする会社があるんじゃないかなという気もするんですよ。

ですから、そのあたりの会社を選択するに当たっての調査というものがされたのかどうかということ、もう一回お尋ねをしたいという点と、前段お答えをいただいた分のことで、薬務課のほうに確認をしたいということですので、これについては十分に県のほうと御協議いただいて、私は泉源使用者は、やはり県のほうに確実に報告をするというふうな形を持っていかないと、これは将来にわたっているんな問題が起きるんじゃないかなと。薬務課は月に一度か、あるいは年に何回かは調査をされておられると思うんですよ、そのポンプの口径とか、いろんなことで。でも、以前、私、質問した経緯の中で、そんならポンプを24時間稼働させた場合、それは違反じゃないんですよ。ポンプ容量で規制をされておりますので。時間で何時間くみ上げたらいけないとか、揚湯量の何リットル以上くみ上げたらいけないという規制はないわけですよ。ポンプの容量だけが多分規制されていると思うんですよ。

ですから、やはり今後、源泉の集中管理も大事ですが、各戸別の源泉の管理というものも、これは大変重要なものだと思います。ですから、私は集中管理と並行して、各源泉の管理、そして報告義務、そして全体的な揚湯の、各源泉の揚湯の制限というものをやはり市は県の薬務課と一緒に協業をしていって、源泉の所有者と、そういうあたりを詰めていかなければならないと思います。このあたりはあくまでも要望ですので御答弁は要りませんが、御答弁の分は、その打ち合わせ協議の分についていただければ結構です。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

私も昨年度までは水道課におりまして、揚水調査をやっておりました。この分の見積もり

が果たしているのかどうかということも含めて、概要を説明しながら、福岡の漏水調査屋に見積もりはいただいております。内容としては、ほぼ、交通費は別ですが、リース料とか人件費等のほかの分の調査等の人件費等が一部違うところはございますが、実際、発注する段階ではきちんと整理をして、仕様書もつくって、入札なり相見積もりじゃないですけど、見積もり入札なりをやって発注したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そういうことであれば、若干、今、この中身というものが、結局、航空運賃の分とかおっしゃいました。水道課におられた経緯の中で、福岡の業者にとった場合、交通費そのものは圧縮されていると、そのかわりほかの機器のリースの中で、最終的なトータルを見ると、この106万2,000円に近いような数字の見積もりが来たというふうなことだと思えるんですね。となると、今、入札をやられるというふうなことでおっしゃいましたが、その積算の中身については、もう一回十分精査をして、結局、この委託の予算額というのが357万円という大きな数字が出ていますけれども、再度、そのあたり、今、一番最初の説明でいくと、あくまでも東京の会社に、これは委託がされた場合ということでの、私はこれは予算計上としか受け取られないもんですから、そのあたりを十分福岡のほうとか、そのあたりの会社の見積もり関係と十分精査をされて、最終的な入札の金額というものを決めていただきたいと思いません。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

打ち合わせ協議の中の106万円というのは、福岡の見積もりではそういうふうな額には上がってきておりません。ただし、調査費用の中で、人件費、1カ月間、12月の中旬から1月の中旬ぐらいまでのピーク時の流量を調査しようと思っておりますので、その分の人件費が一部違うと、高くついている形で見積もりをいただいておりますので、額としてはそれほど変わらない額で見積もりは来ております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、神近議員の関連になりますけれども、先ほど来、私、入札の件をいろいろ御質問して

おりましたけれども、今の説明を聞いて、まさにこういうものこそ入札にすべきだと、そこら辺の圧縮できる分については圧縮してほしいというふうに思って、今、課長が最後には入札ということを言われましたので、理解をいたしました。ですから、こういうことをされる場合には、やっぱり慎重に事構えながらやっていただきたいということだけは、もう一度お答えをお聞きしたいと思います。

それで、実は先ほど課長の説明の中で、揚湯と使用量、そこら辺をしながらしていつて、そして、泉源所有者に再度調査を求めるといふような御発言、答弁をされたと思うんですけども、そのことのもう一遍確認、そこにいつて、その方がその後されなかったら、もう何にも意味ないわけでもんね、漏水調査等々含めてね。そこで終わってしまうわけなんですよ、そういうふうに思うわけなんですよ。だから、その分について、どうお考えになっておられるのか。

そして、もう1つは、今回このことをされるに当たって、泉源所有者会議を開かれた中で要望ということになっていますけれども、じゃあ、この泉源所有者の会議に出てこれなかったところについては、どのようにお考え、どのように管理をされるのか、そこら辺だけ、とりあえずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

確かに平成20年2月の段階で、源泉所有者の会議がありますが、確かに欠席されている方もいらっしゃいます。その中で、欠席されている方も、許可を得ながら調査をするということで、本当は源泉の分を調査する予定でございましたけれども、業務課のほうに自主的に報告をされているのが9カ所、実はございました。データを見せていただきますと、1月もありますし、12月のほうも当然ありましたので、それは毎回、今からも報告していただけるものと思いますので、その分をそのまま利用させていただいて、データ分析のほうに使わせていただきたいと、それで今回4カ所の委託料を計上させていただいております。

それと、入札の件ですが、今、確かに今までずっと中央温泉研究所のほうで基礎調査基本計画等をやられておりましたので、今回、そこからも見積もりをとっておりますが、その後、民間のほうからも調査を、見積もりをとっておりますので、当然、見積もりをきちんと整理をして入札をしていきたいというふうに思っています。（発言する者あり）（「調査した後には泉源所有者の対応」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

先ほど私が20年2月と言ったみたいですけど、それは24年の2月の間違いでした。訂正します。

それで、源泉集中管理の会議の中で欠席されたのが、船津歯科（417ページで訂正）の源泉のみ、そこだけの欠席（417ページで訂正）で、あと残りの方は来られております。もし、報告がないという話ですが、その中では、今回データをとった中で、また、源泉集中管理の会議をしますので、今度議題に出しまして、皆さんから報告をしていただくような協力を得られるような話し合いに持っていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

再度確認いたします。その会議の中で、欠席者は船津さんだけですね、間違いはないですね。（発言する者あり）いや、ちょっと待ってください。それはもういいですから、それだけをちょっと確認しておきたいと思います。

それともう1つ、話がアトランダムになりますけれども、今一番問題になっているのが、もう課長御存じのように、中心部のあちこちで、もう配湯管から漏水、吹き出している。それがもう最近顕著になってきたわけです。だから、その分の漏水、どれだけ漏水しているかという、そのことの調査というものも、やっぱり今後非常に大事になってくると思うんですよ。揚湯と使用量だけじゃなくしてね、あちこちの分管、支管の中で、そこら辺の漏水というのは出てきているわけですので、そのことについては、どう対応していかれるお考えですか。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

今回の調査の中で、くみ上げ量は調査を行いますが、その配湯に関しては、個人で所有されているところは揚湯量イコール使用量というふうになると思います。配湯されているところは、今、3カ所ございます。3カ所のうちの配湯されている量、例えば、料金を徴収されておりますので、その分の量は皆さんに1カ月分を調査して提出をしていただくと、それで

漏水量を出そうと思っています。

それともう1つ、何カ所も漏水があつておりますが、その分について、観光課のほうに問い合わせもごさいます。その中で、何カ所かは報告というのですか、こういうふうに漏水しているという苦情が来ておりますということで、観光課から配湯されている会社に連絡をした経緯はごさいます。

それとあと、向こうのほうでも本管のほうは自分のところの維持管理分だけ、枝管については自主修理ですよということでは言われていますので、それは管工事組合の一部の方が個人さんに当たられて修理をしているような状況でございませう。

以上です。（「最後の船津さんの確認、集中管理会議の出席者の船津さんの確認」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

申しわけありません。先ほど答弁した中で訂正をちょっとお願いします。個人名をちょっと出したのがですね、シーボルトの湯の泉源者ということで訂正をお願いします。

それとあと、源泉集中管理の会議の中で、欠席1名ということでは言いましたが、実際は2名です。2名となっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

これで第7款、商工費の質疑を終わります。

次に、歳出26、27ページまで、第8款、土木費について質疑を行います。

第8款、土木費、6項、新幹線費、1目、新幹線費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

これで、第8款、土木費の質疑を終わります。

次に、28ページから32ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、発言を許可いた

します。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

こちらのいじめ問題について質問をいたします。

事前に説明をお聞きしております。その中で、新しく審議しております協議会ですね、協議会は予防の促進を目的としているということでありますが、発生した場合の新設の協議会の役割と今の教育委員会との関係はどういった立場になるかということと、いじめの発生の認知の基準はどこに持ってこられるのか、また、これが発生したときにだれがどこに報告をするのかということをお聞きします。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。

まず、主な事業の説明書では、協議会というふうにしておりましてけれども、いじめ問題等発生防止支援委員会という名称を用いたいというふうに思います。

その役割なんですが、学校と教育委員会だけでは解決が難しい深刻ないじめ問題などが発生した場合、対策を検討し、学校や保護者、子どもたちをサポートすることです。

また、教育委員会との関係についてですが、いじめ問題等発生防止支援委員会は、学校、教育委員会への調査、いじめの認知、提言などを行うことを担っていただき、教育委員会の要請により開催をいたします。

いじめの認知、調査、提言等については、学校、教育委員会はそれを遵守し、説明責任を果たす必要があると考えています。

次に、認知の判定基準についてですけれども、いじめの認知とは、本人がいじめと感じ、学校がその状況を把握したものが認知件数となります。いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視して判断をすることになります。

一方、発生とは、本人の感じ方を問わず、学校がいじめと認めた場合に発生件数としてきておりました。現在は、認知件数という使い方で統一されています。

具体的に申しますと、本人が精神的な苦痛を感じていること、加害生徒が特定され、発生日時や場所、いじめの概要等がわかること、対等の立場による一過性のけんかなどではないことなどに基づいて判断をすることになります。

報告についてですが、学校は、加害児童・生徒並びに被害児童・生徒双方への聞き取りなどを通していじめの事実確認を行いましたら、そのことについて当該する保護者へも連絡して、経過、今後の対応、並びに指導方針について理解をいただくこととなります。あわせて、教育委員会へも報告することとなります。また、県教育委員会、学校教育課へも報告をいたします。

学校による調査では、いじめの事実確認が十分できなかった場合についても、被害保護者等への連絡と対応を行うこととなります。学校は保護者等との間で認知のずれなどが出てき

た場合も教育委員会に報告し、事実関係の確認方法であるとか、いじめの認知、加害、被害児童・生徒、保護者への対応、また、指導方針などについて教育委員会が指導することになります。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、説明をした中でですけれども、1問目の分の新しい、今度はいじめ問題支援委員会という形で考えておられますが、こちらとの関係につきましては、まず教育委員会からそれを新しい新設の委員会のほうに連絡をするという、主体は教育委員会が持っているということで考えてよろしいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう1つですけれども、発生した場合に、認知についてはわかりましたけれども、その報告そのものですが、これは学校関係でもいいし、保護者でもよろしいし、この報告は認知した段階での、認知と認められた段階での教育委員会の報告という形でとらえてよろしいわけですね。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

認知した場合についても、必ず教育委員会に報告をいたしますが、学校と保護者間の中で認知についてずれが生じる場合、このことについても教育委員会に報告を求めます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、関連ですけれども、新しくパンフレットもつくりますということですが、パンフレットの内容のことも一応書いてはありますけれども、視点と申しましょうか、力点をどこに置いた形のパンフレットをつくられるのかということと、配布をするということですが、配布先はどこまで、どうなさるのかということ、要するに配布先ですね。それを確認したいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

パンフレットについて、まず教師用の対応マニュアル、それから保護者、地域向けのパンフレット、児童・生徒向けのパンフレットというのを想定しております。そのポイントとしては、教師用対応マニュアルは、各種県教委や文部科学省からもいろいろ出てきております。

しかし、非常に分量が多くて、一目で早期発見とか早期対応についてポイントが絞れたものがないというのが実情ですので、そういう早期発見、早期対応に絞ったもの、そこを全職員が見て使えるようなものを絞ってつくりたい、また、家庭についても、その点について学校との連携であるとか、早期発見・早期対応、児童・生徒についてもそういう意識を啓発するようなものに焦点を絞って、コンパクトにつくりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じく関連質問になるわけなんですけれども、今、山下議員への御答弁を聞いている中で、この委員会ですかね、委員会はあくまでも教育委員会の、要は下部組織というふうな形でとらえていいのかですね。それじゃなくて、あくまでも教育委員会がつくった別の委員会というふうにとっていいのかですね、そのあたりの意味合いを再度お尋ねしたいという点と、要は委員会の活動について、この説明書を読む内容と今課長が言われた内容では若干、ちょっとニュアンス、とり方が変わってきたわけなんですけれども、この説明書でいくと、あくまでも当初で、委員会が独自にこのいじめの問題等についていろんな会議を開いていたりとか、もし発生した事例があった場合はそれに対応するような形でこれを書いてあったわけなんですよ、この説明書でいけば。ただ、今課長の説明でいけば、教育委員会からの要請がなければこの委員会は動かない。そして、その要請を受けた段階で委員会は調査、あるいはいじめに対する認知を行って、そしてまた、再度教育委員会のほうへその報告等を行うというふうな御答弁でした。

ですので、そのあたりが、現在の教育委員会が、結局、いじめに対する現在の活動と、対応と、そして、この委員会を立ち上げることによってどれだけの効果というものを考えていらっしゃるのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、基本的には、これは私たちは別組織なのかなと思っていましたので、質問事項に上げている、子どもが直接そのいじめに対して相談をした場合、学校とか教育委員会じゃなくて、この協議会に電話なり、あるいは直接相談ができるのかなという気がしましたけれども、先ほどの御答弁を聞くと、そういう体系ではないというふうに思いましたが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、最初協議会、それから今度は委員会というふうに名称を変えるということでございます。

私はきのうもお尋ねをしたんですが、このように、結局、教育委員会のほうから委嘱を受けた、やはり一つの組織であるならば、これは条例できちんとうたっていくべきだろうというふうに認識をしているんですが、委員会という名称に変えて組織を立ち上げるところで、

条例化というものが必要でないのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、問題が起きてからではやはりいけないと、防止しましょうということで取り組まれていることは十分理解をいたします。

先週か先々週か中学校において、いじめに対するアンケートを実施されたということでお聞きをしておりますが、これは今、全国的にこのいじめ問題、かなり今表に上がってきました、多くの中です。そういう中でアンケート調査をされたのかなと思ったんですけども、こういうふうなアンケート調査をやはり月に一度とか、最低でも2カ月に一度とか、そういうふうなアンケート調査を今までされてきた経緯があるのか、そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まず1点目の教育委員会とは切り離れた組織かどうかということですが、教育委員会とは切り離れた第三者機関としては基本的に位置づけるという方向でございます。

2点目、期待するところ、効果についてですが、まず、保護者等との間で認知のずれが生じた場合も教育委員会に報告をし、教育委員会で一定の指導を行いますけれども、悪質ないじめの場合であるとか、当事者間双方の意見が、教育委員会が介入し、指導しても、なおかつ收拾がつかないといった場合に、いじめ問題等発生防止支援委員会を開催して、その中でいじめの調査、認知、対応などについて協議していただくというふうに考えております。

そういった意味から、いじめ防止発生防止支援委員会はあくまでも教育委員会の要請により開催する方向で考えているところです。

次に、個人からの相談についてでございますけれども、まず、いじめの相談については、学校と保護者の間で十分な連携をとって行うことが何よりもまずは重要だというふうに考えております。しかしながら、認識の相違というのが出てくることも当然想定をされます。いじめを認知した場合や保護者との間で見解の相違が見られる場合にも、先ほど申したように、教育委員会が間に入って指導しますが、それでもうまくいかない場合には支援委員会を開くこととなります。ただ、教育委員会の相談ということでは、当然保護者等から相談はあり得るというふうに思います。

県の教育委員会教育長のほうも、嬉野市や武雄市の取り組みについて非常に評価をしたいというふうなコメントを出しておりました。その一方で、第三者に頼らず、各学校が問題解決処理能力を高めるような取り組みを充実すること、まずはそこに最初の力点を置いてほしいというふうなコメントをしておりました。そこを抜きにして学校と保護者との連携、そこが空洞化するような形での支援委員会のあり方というのは問題になるかと思っておりますので、まずは連携をとった形での相談体制というのを十分に図ること、そこに教育委員会も力点を置

いて指導していくこと、そこから始める必要があると考えております。

次に、条例による設置についてですが、市町によっては条例化を検討しているところもございます。いじめ防止発症支援委員会での意見を伺うとともに、他の市町の条例等も参考に研究をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、いじめとの実態把握、アンケート調査の経緯についてですけれども、学校では、生活アンケートやいじめに特化したアンケート、Q-Uなどの心理テスト、そういったことをもとに個別面談、あるいは教育相談、また、複数の教師による観察と情報交換、こういったことを複合的に行って実態把握を行うように教育委員会からも指導しておりますし、各学校でもそのように行ってもらっております。

例えば、中学校の場合では、年に2回から4回、現在実施をされておりますし、今年度そういうふうに計画をされております。大きい学校では特に4回ぐらい計画をされております。小さい学校では日々の情報交換であるとか、そういったものが十分行えるところは2回、そこでも2回は行うようにされているところです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。この機関の立場というものは、おおむね理解をしたところでございます。

今後、立ち上げた以上、有効にこれが機能することを願うことが第一なんです。その後の分について、また再質問していきたいと思っております。

要は、現在、嬉野の市全般、あるいは教育委員会の中に子ども、直接子ども、児童ですね、か、あるいは保護者がいじめ等に対して直接相談を受け付けるような窓口があるのかなのか、よくテレビ関係では、いじめコールセンターとかいって流されていますけれども、この嬉野市内のそういうふうないじめに対する相談を受けるようなコールセンターと申しますか、そういう窓口があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。これが第1点目です。

次に、条例を今後検討したいと、他市町村では条例化されているところもあるということで御答弁いただきました。これは総務課のほうにお尋ねをしなければならぬと思いますが、結局、今第三者機関ということで御答弁をいただいております。そうすると、きのうも言いましたが、地方自治法の第138条の4の規定を見ると、これは条例化すべきというふうに私は認識するんですよ。

ここの中で、執行機関が、結局、必要な調定、審査、審議、または調査等を行うことを職務とする機関はもう附属機関であるというふうに定義づけられてあるわけですよ。その上、報酬を払う以上は、もう間違いないというふうな解釈がとられているわけですよ。そんな

ると、これは条例化しなければいけないと思うんです。そうすると、今回この報酬、あるいは報償費、旅費関係ありますけれども、これを実行するためには条例化しなければ有効性がないんですよ。そうでしょう。だから、私はなぜこういうふうな地方自治法にのっとった手続を踏まないのかなと思うわけです。それはあくまでも市長の、あるいは教育長の私的諮問機関ということであれば、また該当しませんが、今の課長の御答弁を聞くと、第三者機関と、そして、その職務の内容も、調査あるいは調定、そのあたりまでかかっているんですよ。教育委員会が対応できないような最悪の事態にはこの第三者機関をお願いをするというところまで来ているんですよ。それはもう私的機関じゃないですよ。

私はそのことを踏まえると、18日が一応討論、採決になっていますが、早急に追加議案を作成して条例化するか、あるいはこの委員会を立ち上げる前に条例をちゃんとつくって議会に提案をされ、条例と規則まで含めたことをやらないと、このいじめ委員会ですか、対策委員会、防止委員会というものは機能はいたしません。委員会として認められないわけですから。その点について総務課は御回答をお願いいたします。

次に、アンケート調査の分、大きい学校、小さい学校で2回から4回ということでアンケート調査の計画をしているということでございます。

この点についても計画ということでございますが、これをやはり今後間違いなく実施をしていただかなければならないと思うわけですよ。ですから、今のところは2回から4回ということですがけれども、なるべく多くの回数をしながら、子どもたちのやはり現状というものを把握していただきたいというふうに思いますが、この点については教育課長のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

いじめに関する相談窓口についてですが、先ほど教育委員会へも相談をできるというふうに申し上げました。教育委員会のほうでもこういったこと、保護者等からいじめに限らず困ったことなどについては相談を随時受け付けております。このことについては、県のホームページにも、今後全市町について掲載をされる見通しでございます。

次に、アンケート調査等についてですけれども、先ほど2回から4回計画をしているということでございますが、御意見いただきましたように、このことは積極的な情報収集を持って実態把握をしていくことが非常に重要ですので、学校においてもそういう方向で実施をしていただくように指導をしていきたいというふうに思います。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

御指摘でございます第三者委員会という部分でございますけれども、地方自治法の中の第138条の4第3項に、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審議会、審査会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」というふうな定めがございます。

このことにつきましては、他市町の動向もございますので、そこら辺を少し調査をさせていただいて、一つの検討をさせていただくということでお答えにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

まず、第1番目の個人の相談窓口の件なんですけれども、今、課長のほうから県の教育委員会を通じてホームページ等でいろんな通知をされるということなんですけれども、私としては、嬉野のやはり保護者、あるいは子どもたちに嬉野市の相談窓口というものをやはりつくるべきだろうと思うんですよ。私も今まで何人かの方から、いじめまでいかないにしても、やはり児童同士、子ども同士のトラブル等の相談を受けてきた経緯もございます。そういう方々がおっしゃるには、学校に相談してもなかなか進展しない。どこに相談したらいいだろうかということで御相談を私は受けてきたわけなんですよね。ですから、やはりそういう学校は学校として相談しているけれども、それ以外にやはり相談する窓口というものが保護者の皆さんとか、あるいは子どもたちにはやはり伝わっていないという現状があるわけですので、やはり嬉野の教育委員会が窓口と言いながらも、教育委員会に電話してくださいと言った場合、普通の一般市民は、はっきり言って、教育委員会って怖いんですよ、イメージ的に。ですから、やはり子どもサポートセンターとか、あるいは子ども相談窓口とかという柔らかな表現を使って嬉野市の相談窓口というものを、やはり教育委員会なら教育委員会で置くように、そして、専用の回線なら回線を引いて対応をしていただけるように今後していただくことが重要じゃないかなと思います。そのことによって、いじめの早期発見、あるいは保護者間のトラブルの解消というものにつながっていくと思います。そのことは十分御検討を教育委員会の中でしていただいて、できれば実現していただきたいなと思います。

次に、総務課のほうに条例についてお尋ねをいたしますが、それじゃ遅いんですよ。今、全国の自治体の中で問題になっているのが、要はいろんな協議会、あるいは委員会が、結局、法令にこの自治法第138条の4項にそぐわないことが多い。そういう中で報酬等を払っているということで、今訴訟がだんだんふえているんですよ。そういった分は多分理解されていると思います。

ですので、他市町村の事例とかなんとかじゃなくて、あなた方がこの第三者委員会となった、このいじめ防止委員会ですかね、支援委員会、これについてあなた方はどう考えているのかというところで判断をしなければ、他市町村の事例事例と言っていたら多分進みませんよ。自分たちの判断でこの自治法に抵触しているのかしていないのかということ判断すべきではないのでしょうか。

自治法を見ると、今回のこの機関は、委員会は、必ずといいますか、私の解釈でいくと、完璧に138条の4項に該当するというふうに認識しています。

○副議長（田口好秋君）

どっちからいきますか。（「学校教育課については要望ですので、御答弁は要りません」と呼ぶ者あり）総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げたいと思います。

今、議員御指摘のとおりだというふうに認識をいたしておりますので、できるだけ前向きの方で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

ただいま神近議員の質問と答弁を聞いて、ある程度納得したところでございますけど、私は、この教育委員会で第三者機関、委員会ですね。最初、協議会で、今委員会と申されましたけど、これは、この質問書にも書いているんですけど、相談機関という少し軽い機関を考えられていたんじゃないかなと私は思ったんですよ。

と申しますのも、これだけの全国的にいじめ問題が大きくなっておりますけど、やはりそこは各学校、教育委員会がしっかりしていたら、こういう大きな問題は起きないと思うんですよ。だから、そこまでまだ——私は嬉野の教育委員会、学校もしっかり機能していると思っておりますけど、ただ、現場の学校の先生たち、いじめとか、こういう問題に対する処理対応能力の低下が一番問題じゃないかなと思うんですよ。

どうしてかということ、能力の問題じゃなくて、先生たちの仕事量とか、そういう、今管理され過ぎていますね。子どもたちと接する時間が少ないとか、そういう現場の問題があるんじゃないかなと私は感じます。だから、こういうふういろんな、何かあったときにはいろんなところに機関をつくったり、そういう相談したり、そういう後手後手の対応をしていて何か大変になっているような気がするんですよ。

だから、その辺のところをもう少し教育委員会のほうも、学校の現場といろいろ難しい問題はあろうと思うんですけど、その辺のところはもう少し、機関、委員会自体が多分相談機関

と思いますので、それ以前に、いじめが起こる以前の問題をもう少ししっかり取り組んでもらいたいと思うのが意見なんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

議員の御意見のとおり、いじめが起きてからの対応だけではなくて、当然それに、起こさないためのその指導というのが非常に大切だというふうに思っております。そのための指導ということでも、学校挙げて組織的に対応してもらおうということで指導しております。具体的にはソーシャルスキルの指導であるとか、規範意識を高めるような道徳や学級活動での指導、また、人とかかわること、友達とかかわること、そういった体験活動の中で一つのかかわりを重視した指導をするとか、そういったところ、いろんなところからいじめ防止に、未然に防ぐための指導というのは十分に考えられて指導をされているところです。そういった面でも、そういった対応を今後とも学校で重視して行っていただくように情報発信を教育委員会からも行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○2番（山口忠孝君）

今おっしゃったように、先生方も忙しいとは思うんですよね。今は嬉野なんかでもICT、そういう教育を取り入れられて、いろんな研修会とか、そういう面では、物すごく技術的な面では結構指導されていると思うんですけど、やはり子どもたちと接する時間とか、そういう接し方とか、そういうところが欠けている、教育のほうに欠けているんじゃないかなという気がするんですよ。だから、そういう教育、知識を教えるだけじゃなくて、そういう子どもたちと接する、そういうところをもう少し教育してもらえたらこういうことも起こらないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

子どもたちと接する時間、このことの確保というのは非常に重要なことだと考えます。ただ、時間的なことだけではなくて、例えば今小学校、中学校でも、「先生あのね」というふうなノートであるとか、そういうふうなカードに書いて思いを先生たちに届ける、また、そういうふうにして、ふだん十分時間をとって個別に一人一人当たれない、しかし、そういうふうな方法を取りながら個別に接する時間をつくっていく。単に1対1で子どもと、目の前において接するだけではなくて、そういうふうなノートであるとか、日記であるとか、そう

いったものを通して個別の対応というのをさせていただいているところですので、いろいろな方法を取りながら対応していただくように今後とも指導していきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

次の19節もいいですね。それでは、一応このことにも関連するんですが、最初、“進”魅力ある学校づくり推進事業ですかね、これは当初の予算とまたどう違う。ただ、予算が別の学校についてというだけのことですか。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えいたします。

当初予算に計上しております魅力ある学校づくりは、轟木小学校が平成23年度から2カ年の指定を受けておるものでございます。その2年目ということで継続して当初予算に組んでおります。魅力ある学校づくりそのものというものは、もう既に今年度終了しておりますので、新規の募集はあっておりません。かわって、今年度はその魅力ある学校づくりの後を引き継ぐ形で“進”魅力ある学校づくりというのが新規に立ち上げられました。

そこで、事業の趣旨は全く同じですが、そういった形で今年度2校が採択をされているところです。補助率は魅力ある学校づくりは10分の10でしたが、“進”魅力ある学校づくりは2分の1に補助率が変更になっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

多分こういうふういろんな、職員の方が、先生方が少ないから、そういういろんなサポートというか、そういう社会とか地域を巻き込んでいろんなことをやられようということは理解できるんですけど、逆に考えたら、それだけ先生方がそういう全般の仕事をしにくい状況になってきているんじゃないかなと思うんですよ。どうしてかというたら、やっぱり教えることが教科が主になってしまっていて、そのことがもう特に一番成績、学習成績なんかいろんなテストがあつたりしますので、それに評価されますので、どうしてもそれに中心にならざるを得ない、そういうところのできないところをほかのところからサポートしてもらおうという形に今どんどんなっているんじゃないかなと、私は逆効果じゃないかなと。だから、全

般的な、もちろんここでどうのこうのはできませんけど、そういう考えも一つはあっていいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

この事業で行うその趣旨と内容については、学校の実情、あるいは地域の実情を踏まえた学校が考える教育課題、それをみずから解決に向けて企画立案し、実行するというものです。つまり、ほかのところからこれをしなさいと言われて計画立案するものとは違います。ですから、各学校が、ふだんの教育活動の中において行っているもの、その中でも特に重点的にこれを解決したいということについて、さらに方策を練るために予算化を県がしているものです。ですから、新たに何かをとってつけたようなことを行うためのものではございませんので、今やっているものを、より充実をさせるという趣旨、あるいは今やっている問題を、より解決するために行っているものですから、学校で行っているものが新たにあって加えて多忙感が出てくる、そういうニュアンスとはちょっと違うというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

神近議員の質問でほとんど理解をしたわけですが、もう1点だけ、確認だけしておきます。

要するに第三者委員会と言われるこの委員会、これは立ち上げることが、私はこの内容からいけば、要するに先ほど神近議員もおっしゃいましたけど、いじめ問題のサポートセンター、市独自のサポートセンターというふうな立ち位置の中で設置されるのかなというふうに私は考えておりました。そういう中で発生と認知、ここら辺違うわけですね。全国でも認知件数は佐賀県が68件、全国でも一番低いというふうなデータも出ているようです。

そういう中で、発生はあっていると思うわけですが、子どもたちが誰にも相談できない、それを相談する委員会というふうな私位置づけをしとったわけですね。そういうことではないということでは理解をしていいわけですね。そういう電話とか、そういう対応には保護者、あるいは子どもたち、そういう方からの対応はできないといいますか、今のところはそういうことは予定をしていないというふうに理解をしていいということではよろしいでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まず保護者や児童・生徒から直接にいじめ等について相談をする、そういう相談窓口的な

機能をこの支援委員会が持つのかということですが、先ほど来申し上げましたように、そうではございません。あくまでも教育委員会の要請により開くものです。ただ、今おっしゃったように、保護者や子どもたちからいろいろな相談、そういったものは受け付けるというか、耳を傾けていく必要があると思います。そういったことでは、教育委員会でもその機能を果たして今でも行っているところですので、そういったところの周知をして、広く相談を受けられるようにしたいと思いますし、いじめ問題についても、サポートセンターとして24時間のテレホン相談センターというのもございます。そういったところもありますので、そういった活用の仕方についても、パンフレット等を通じて周知をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

私は、この事務局費、目の中で2点ありますので、別々にお尋ねをしたいと思います。

まず、8節、9節、11節の関連ですが、武道等指導推進事業について、まずお尋ねをしたいと思います。

この件に関しては、武道が必須授業として体育事業に取り入れられるようになったわけですが、この件に関しては、当初にちょっと予算計上が見当たりませんので、その辺の理由と、それから通告に書いてありますように、主要な説明書によれば、ダンスの指導に関する記載のみで、柔道に関する記載は全然してありませんが、その辺の理由と、それから需用費の内容について、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。

今年度当初は、ダンスの指定を受けました。県の計画ではダンスのみの実施ということでしたが、月が経過をしていくうちに、柔道の地域指導者の謝金と旅費、これについても組み入れるようにという指導を受けました。そのために、柔道に関する記載をすることとなりました。主な事業の説明書では、目的のところにダンスだけというふうな読み取りになってしまっておりますが、ダンスや柔道等の指導のあり方について研究をすることを目的とするというふうに記載をしておくべきだったというふうに思っております。

次に、需用費についてですが、主なものは、研究紀要を作成するための用紙、生徒のダンスの様子を記録するための印画紙、あるいは印刷するためのインク、生徒一人一人が学習の経過を記録するために持つファイル、そういったものに使用される計画でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

すみません。当初の計上はなかったのかというのを聞いてありますが、通告外に。

○学校教育課長（神近博彦君）

当初ではなくて、この時期に計上されてきております。県の予算の関係で今の時期という形になってきているところです。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

県、特に学校教育ですから、県との絡みというのがもうほとんどの部分があって、何でこういうところだけ市の予算で、これは内容を見れば10分の10ですかね、県の支出でできているということですから、そういうダンスという独自性の教科について県が市を通してそういう補助をするのか、支援をするのかなというふうに理解をしていいのかですね。

それと、これはかなり前の3月8日付の佐賀新聞の社説のところに書いてありますが、問題は、安全をどう確保していくのかというのが一番重要で、特に全国的でもこれが柔道を採用しているところが多いというような記載があります。そういった意味の今回の支援策というのが、例えばこういう安全性を強調した事業に考えるということで外部からの指導員を招くとか、そういうための支援とは思いますが、この辺含めて答弁をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

武道等研究指定ということで、当初はダンスということで、基本的に研究を今年度するのはダンスですが、武道等ということで、柔道の外部指導者の謝金等、そこら辺も含めて事業が組まれているところです。研究そのものはダンスについて研究をしていくというのが主になります。

次に、安全対策についてですが、外部指導者を入れることについては、特に県の方針としても安全性の確保という視点もその中に含まれております。そういったところから、単に教員だけではなくて、外部指導者も含めて安全指導に配慮して指導するということをございます。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今回の補正の中に体育館の床の補修についての予算計上があって、これが平成25年の高校

総体のなぎなた会場に指定されるということで、そういう補正が組まれています。この事業について、ダンス等を取り入れられるときに、なぎなたの採用については検討されなかったのか、その辺を最後にお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

武道を採用するその種目についてですけれども、それはあくまでも学校で判断をさせていただいております。その際の判断基準としては、指導者がいるということは非常に大きなポイントになります。そういった意味からしては、なぎなた等については非常に指導者が少ない、また、経験もないということで、中学校のほうでは、今そういったところからなぎなたを武道の指定の種目としているところはないという状況です。（「検討はされましたか、なぎなたも」と呼ぶ者あり）

今言ったところで、どういうふうな種目を行うかは学校において検討されておりますので、こちらの教育委員会からは、こういうふうにしてくださいということはありません。

○副議長（田口好秋君）

19節はいいですか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、今度19節、先ほど山口忠孝議員が1点だけお尋ねをされましたので、質問事項の1項目については大体わかりました。平成23年度魅力ある学校づくりが終了をしたと。それで、新たに今年度、“進”魅力ある学校づくりができたということで、これは理解できます。

あと、現在、推進事業としてコミュニティースクールというのが実施されています。嬉野中学校、塩田中学校、今回は吉田中学校ということで計画をされていますが、それとどういふふうに違うのかですよ。特に今回は吉田中学校にこの事業がなされるということですから、この点。

それから、この事業の中の吉田中学校の計画、資料をいただきましたので見ておきますと、教育長がいつも言われる小中連携、小中一貫、その辺の一貫には関係ありませんが、小中連携について掲げてありますが、その点の吉田小・中学校の小中連携についての進捗状況もあわせてお尋ねをします。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。

まず、コミュニティースクール推進事業との相違点ということですが、コミュニティース

クール推進事業は、コミュニティスクールに指定を受けた学校、もしくは指定を見越している学校が対象になります。さらに、その事業として認められているのは、地域とともにある学校づくりなど、コミュニティスクールの制度の充実を図るという目的で実施されています。つまり、コミュニティスクールという充実という大きな柱がございいます。

一方、魅力ある学校づくりというのは、そういう目的、内容の縛り等はなく、学校長のマネジメントによって学校が課題とすること、また取り組み、そういったことに対する取り組みを幅広く認めている支援事業です。ですから、吉田中学校の場合は、学力向上を機軸とした取り組みと、小中連携を通してというふうに、その課題ということで取り組まれているところです。

次に、吉田中学校の小中連携の推進状況についてですが、まず、嬉野市では、ろく・さんプラン推進事業として学びの習慣づくりのリーフレットの活用や中学校区ごとの小中連携による研修会の実施など、小中連携教育の確立を目指してさまざまな取り組みを行ってきているところです。

吉田中学校においても、小中連携の研修会というのが実施をされております。6月8日と8月8日の2回に分かれて実施をし、小学校から中学校までの9年間を見通した生徒指導や学習指導のあり方などについて研修をされております。

また、毎月小学校と中学校の間で、校長、教頭、教務主任による小中連携連絡会というものを開催して、小中連携の取り組みを確認し合いながら取り組まれています。

また、小中間の授業交流として、NIEでの授業交流、音楽や美術の授業交流を計画されております。

さらに、小・中学校で統一して家庭学習の強化週間というのを設けて、中学校の期末テストに合わせて小中でそういったものに取り組むということも行われております。

あわせて、家庭学習に関する保護者向けのリーフレットを小中連携して作成し、配布をする、そして啓発を図る、そういった取り組みを図られております。

こういったもののもとになる計画として、各中学校区ごとに小中連携の年間計画というのを作成していただいております。吉田中学校区においても、その年間計画、ファイブステージと申しますが、それに基づいて小中連携を推進していただいているところでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

いただいた資料の中には、今答弁をいただいた学力向上委員会等の設置があります。まさにそういった意味では、やはりこの学力向上には、例えばPTAの代表とか、学校関係者はもちろんですけども、そういう方も入れたそういうのが年に2回程度開くというようにと

ころ等ですけど、この中には、フラワー大作戦の講師謝金等がありまして、多分これは、活き生き吉田会というのが吉田には民間のグループが、慈善団体がありますが、この辺との連携というのがされておりまして、こういうのをちゃんと学校側で予算化をされて対応されるのかですね。それと、校長のマネジメントが要求されるということでしたが、吉田中学校、すばらしい校長先生がいろんなところで頑張っておられますが、そういった意味では、時を得たこれは事業だと思いますが、そういった意味の学校側の対応あたりをどのようにされているのか、先ほど申し上げました活き生き吉田会との連携ですね、その辺がわかられましたら、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

ここにありますフラワー大作戦等の体験活動についても学校長のマネジメントによって実施をされているところです。その予算化についても昨年度は校長先生の知恵袋事業ということで計上されておりました。今年度は、校長先生の知恵袋事業はほかの、そこからの支出についてはほかの事業等でマネジメントされておりますが、そういうふうには今回は“進”魅力ある学校づくりで計上されておりますけれども、いずれにしても、趣旨は学校長のマネジメントによるものを支えるという県の趣旨、市の趣旨、同じですので、そういったところから予算化についても学校長のマネジメントが生きるような対応をしているところでございます。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

15節と14節ですね。これは恐らく塩田中学校が全面改築のためのいろいろな政策だと思いますけど、本当にありがとうございます。

まず、第1番目に、このグラウンドですね、私は所管ではありませんので、初めてですから、詳しく聞きますけど、まずグラウンドはどこなのかとか、それから利用される部の活動ですね、どういう方々がされるのか、それからその期間ですね、または時間、それから利用されるいわゆる送迎車の会社、またはそういうふうな人ですね、それから利用回数など、そういう点についてとりあえずお願いします。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

代替グラウンドの場所ということですが、現在、中学校のグラウンドを使用しているクラブが野球部、サッカー部、それから女子のソフト部が使用しております。そういったことで、サッカー部と女子のソフト部につきましては、中央公園で練習を予定しておりますので、あと野球部を北部球場での考えを持っております。

それから、送迎車の借り上げの事業所ですが、市内のマイクロバスを所有しているタクシー会社を予定しております。回数としては、ことしですので、11月から3月まで、大体60回程度を予定しております。

それから、賃貸契約の間ですが、単位契約で契約して、1回1万2,000円程度で今は考えて予算を計上しているところでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、大体初めてお聞きしましたが、利用される人は野球部が北部公園で、結局、車を利用する人は野球部だけですね、サッカーとかソフトとかは中央公園ですから。それでは人数的には大体どのくらいですかね。

それから、野球やったら道具はそれなりにバットとかいろいろありますけど、その一回一回持っていくのか、それともそこに当分の間どこかに鍵詰めて保管するのか、そういう点については。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

今、野球部の部員につきましては、1年生から2年生までですね。3年生はもうやめておりますので、1年生から2年生までは35名の部員がおります。そういった野球部の道具につきましては、北部球場の管理棟の中で一応管理をしていただくということで考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

用具の保管については、その場所に設置することはできますかね。（発言する者あり）言うたかにや。

それでは、次に行きます。15節、テニスコートの改修ですね、これについてもその期間中だと思いますけど、まず場所ですね、テニスコートをどこに改修されるのかと、あとは、先ほ

ど言ったような関連で、期間とか、あるいは使う人とかいろいろありましたけど、そういう点が詳しくわかったら教えてください。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

テニスコートの改修ですけれども、改修の場所は、現在、中学校の中庭にある既存のテニスコート3面を改修したいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

改修を今のところにするということは、学校の改築の工事かれこれではほとんど影響はないわけですかね。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

中学校の改築の工事に入るのが11月ぐらいになるかと思っておりますので、この議決が終わった後にすぐ改修をすれば、この工事の前までには間に合うというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

大体のことはわかりましたから、わからんことがあれば、後でまた小さいことをお伺いします。

以上、これで終わります。

○副議長（田口好秋君）

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

先ほど13時まで休憩と申し上げましたが、暫時休憩に切りかえます。

午前11時57分 休憩

午後0時2分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

引き続き議案質疑を行います。

4項、社会教育費、10目、社会文化体育館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

環境下水道課のほうに直接聞きます。取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

次に田中政司議員。

○11番（田中政司君）

まず、4項、社会文化体育館の委託料ですね、ここで社会文化体育館建設事業の委託料とはということで質問をいたしておりますが、文化体育館の委託料が何であるのか、これは委託とありますので、入札になるのか、何なのか、そこら辺まで含めまして質問をいたします。

○副議長（田口好秋君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

全体の説明会の折も御説明申し上げたかと思いますが、この委託料につきましては、社会文化体育館、会館ですけれども、この建設事業のスケジュールでは、平成25年度に計画しております汚水処理の農業集落排水施設、公共ますへの接続工事につきまして、その実施設計を本年度に前倒しで行い、事業の円滑な進捗を図りたいということでございます。

入札で行うかということでございますので、これは入札ということで考えております。

以上です。（「入札ですね」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

じゃあ、入札ということで理解をしておきますが、この今の農業集落排水の設計ですよ。そこら辺の詳細について、延長等ありましたら、再度お願いします。

○副議長（田口好秋君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

先ほど申しました農業集落排水の公共ますが塩田中学校へ入る市道にございますが、社会文化会館から延長が247メートル、それに加えて中央公園にございますトイレからの延長168

メートルを加えた合計415メートルということで計画しております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

ここら辺、入札になるから、どうなるかわかりませんが、延長415メートルの、いわゆるますまでの配管の設計ですよね。ここら辺というのは、委託に出さなければできないわけですか。例えば環境下水道課等の職員さんの中で、いろんな、工事によってはいろいろあるかとは思いますが、単純に排水ますまでを社会文化体育館からそこまでの400メートルの延長の管を布設するというだけの工事でしょう、今の説明でいけばですね。排水ますへ落とすまでのいわゆる市道を通っていただくだけの工事でしょう。高低差が、見たところ、そんなにあるわけじゃないわけですよね、極端に。30メートルも40メートルも高低差があったり、あるいはポンプでくみ上げたりとか、そういうことじゃないわけですよね。自然流下をするわけですよね。そういう中で、これを委託に出さなければできないような工事なのかなということで、環境下水道課にそこら辺、神近君が直接だと言われましたが、そこら辺は職員さんでできないのか。こういう事業、これぐらい——これぐらいと言ったら語弊があるかもわかりませんが、そのような設計をできる職員さんでいらっしやらないのかどうなのかということ、もう3回目かな、（発言する者あり）3回目か。

ですから、そこら辺ですよ、まずできないのかということと、できないというのはなぜなのかということのを、もしできないとするならば、そのできない理由はなぜなのか、お尋ねいたします。

○副議長（田口好秋君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

すみません。先ほどの説明で、公共ますまでのということで答弁申し上げましたが、その公共ますのところには実はポンプがございまして、その容量の構造計算というのも含んでおりますということを申し上げたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

一応先ほどの設計委託料の関係ですが、管路延長が415メートルやったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それに対してマンホール、中継ポンプ、下流側に中継ポンプがございします。（発言する者あり）はい。その設計関係に伴う流入計画等の変更に伴う容量計算等が

ございます。現在、うちがですね、環境下水道課の工務系のほうでは副課長以下4名で、農排と公共下水道の事業を行っております。

それで、あと1人派遣職員がおりまして、この方が大体9月末で任期切れで帰っていかれます。それに伴いまして、7月に2名の人事異動がありまして、今そこで計画流入の汚水量の、汚水量、マンホールポンプの容量、それに伴う電気容量や配電設備関係の電気の専門屋さんがおられませんので、ちょっと私のほうでいかがかなと思っておるところでございます。

以上です。（「電気の専門屋さんがない。よかです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、5項、保健体育費、4目、施設管理費について質疑の通告がありますので、発言を許します。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう時間ありませんので、後で担当課に直接聞きに行きますので、とりあえず、あそこの体育館の耐用年数があとどれくらいあるのかということだけおわかりであれば、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

現在40年たっております。45年ぐらいの建設ですから、50年ということになっておると思っております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、5目、学校給食費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

まず第1に、報酬として32万6,000円今回補正予算に上がっておりますけど、私が思うには、3回分かなと思うんですけど、どういうふうな議題としてこれが上がってきたのか。

それと、業務委託を考えておられますけど、業務委託の中で、当初、私たちが発言してきた、一般質問でしてきた内容については可能ではないのかなと、そういう点について。

まず、2つについてちょっとお伺いします。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

2点目の委託の分は、最後ちょっと聞き取れませんでしたので、再度よかですか。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

一般質問でこのことについては業務委託に変更することになるからというふうなことの提案からこういうふうなことが始まっておりますが、業務委託について詳しく検討、あるいは研究、あるいはそういうことについて直接当たられたのか、もう少し業務委託について詳しく聞きたいということです。

○副議長（田口好秋君）

平野議員（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後0時11分 休憩

午後0時12分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

平野議員。

○16番（平野昭義君）

どうも失礼しました。いわゆる報酬の32万6,000円について、3回分と思いますけど、何を議題としてされるのか、まずそれを。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

定例の学校給食センター運営委員会は、通常は6月下旬、10月下旬、2月下旬の3回開催をしております。例年予算要求が大体10月の下旬ぐらいから開始をしますので、この予算要求に間に合う程度の間には協議会を開催したいと、そういった中で、今回第2回の行政改革の答申を受け、6月の議会で一般質問において給食センターの統合について質問が出ております。

統合についても、予算の期限等が10月下旬になりますので、定例の運営委員会等では1回が6月下旬と2回が10月下旬になりますので、予算の審議がないために随時、臨時的な委員会を開催したいということで、8月と9月と10月に月一遍のペースで運営委員会を開催したいということで今回予算要求をしております。

内容と、内訳といたしましては、塩田の給食センターでは、5,700円の8名の3回分の13万7,000円、嬉野の給食センターでは5,700円の11人の3回の18万9,000円、計の32万6,000円ということになっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

普通ですね、私も給食委員会にずっと参加しておりましたけど、大体今2月と10月ですかね、年間2回ですけど、今度はそういうふうな行革のことであると。私はこのことについて取り上げられるというのはそちらのほうの勝手でしょうが、もう少しこういう審議を、予算を上げる前に、特にPTAの方もあそこに参加されますけど、ほとんどの方が、何というのですかね、よく中身を知らないゆえに発言が余らないということで、ここで幾ら説明されても、3回もされて、もうこれいいですよというようなことには相ならんと。ですから、PTAの保護者全体会議あたりを通してするのが筋じゃないかと思いますが、そういうような計画はありませんか。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

運営委員会の委員の中には、PTAの代表の方もいらっしゃいますので、今後このPTAの役員さんとどんな方法で説明会を希望されているのか、意見を聞きながら、要請等があれば保護者の説明会にも行きたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、保護者からの要請があればということでありましたので、このことについては、塩田の議員も3回ほど、3人ほどが来ております。それからまた、塩田の語ろう会ですね、あれは4会場ともこのことが、早く言えば、そういうことをしちやいかんという意見が出ております。ですから、これについてはよく保護者の方とも協議され、それからまた、もう少し広げれば、嘱託員の方の意見も相当ありますから、そういうところまで本当はして、市長がかねがね申される、歓声が届く嬉野市になさんと、これを変にすれば、歓声どころか、おかしゅう、変にいちなっておりますけど、教育部長、あるいは教育長、どうお考えですかね。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

区長会等に説明ということでございますが、そういったことで、区長会等から要請があった場合には、説明に出向いていきたいというふうに思っております。

以上です。（「はい、終わり」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

今、平野議員から質問があったので、大体内容はおおむねわかりましたけど、この予算はもう一回給食委員会を開くという前提でしてあるんですかね。と申しますのも、先ほどから問題になっております給食センターの統合ですよ、そのことはもう以前の6月末の給食センター委員会でもお話しは出ていると思うんですよ。それで、また今度10月の末にもう一度定例の委員会が開かれますよね、そのときでもまたそういう話し合いはなされると思いますので、どうして別にまたもう一回そういう予算をつけてあるのかなと思ってその辺の事情をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

第1回のセンターの運営委員会につきましては、6月18日に開催をしております。この議事につきましては、平成23年度第3期の学校給食費の収支決算報告等について協議がっておりますので、大体時間的には10時から12時までを予定しておりました。この議事が大体10時、11時半までぐらいかかって、この統合についてなかなか審議ができていないと、ちょうどあと30分ぐらいで統合についての委員さんたちの意見が出たぐらいで1回目を終わっている状況でございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○2番（山口忠孝君）

この問題はいろいろ問題があると思いますが、私は人口が減少している、児童数が少なくなっている、そういう状況、全体を考えましたら、これはもうやむを得ないことだと思いますので、ぜひ御理解をいただくように御努力をお願いしたいと思います。答弁要りません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

これで、第10款、教育費の質疑を終わります。

次に、33ページ。第11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林

水産施設災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出、34ページから35ページまで。補正予算書、給与明細書から地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を終わります。

次に、議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

第1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、2目. 上水道施設新設拡張費及び2項. 営業設備費、1目. 上水道営業設備費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

水道事業について質問をいたします。

一括して行いたいと思います。時間も来ておりますので、簡単にですが、設計費443万円が計上されているが、内容の詳細説明ということで通告書に上げております。

手元のほうにその詳細説明ということで資料請求をしましたところ、平山地区水道管布設計画ということで資料をいただいております。大体の概要はわかります。100パイが250メートルですかね、これでいくと、50パイが580メートル、平山地区が鹿島市から嬉野市へ水道を移行するということでの設計費用として443万1,000円というふうなことです。

まずそこなんですが、ここにですね、この詳細説明ということで来ました資料、これにはもう延長、パイの大きさ等々まで書かれてあります。というのは、多分今まで鹿島市さんが配水しておられた、嬉野が今度本管を延長するわけですが、そこら辺で大体の計算から、市の職員さんが、ここは50、ここは100というふうな数字を決められての図面だというふうな理解をします。今後これを、じゃ、詳細設計という段階に入るのに443万円という設計費用ですね、ここら辺が、じゃ、あと何をどういうふうな設計をするのか。例えば、高低差等において、先ほど社会体育館でも申し上げましたが、そういうふうないろんな複雑な、どこにどういうふうな設計があるのかなという気がするわけです。要するに443万円も委託料を出して詳細設計をしなければならない、そこら辺の理由というのがわからないので、そこら

辺を説明していただきたい。

それと、先ほどAEDのことも出してありますが、これについては、きのうほかの施設で答弁をいただきました。清水浄水場にも見学者等が来るのでということに入っておるわけですが、きのうの答弁で、これは外部、要するに事務所の中じゃなくて、ほかの施設では外づけといいますか、そういう形での設置というふうな報告をいただいておりますが、この清水浄水場に関してもそういうことなのか、まずお聞きをいたします。

○副議長（田口好秋君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

お答えいたします。

委託料の443万1,000円、今回補正予算を計上いたしておりますが、これにつきましては、水道管を49個分新たに給水をするということで、塩田町全域の水道管網の計算をしなければ、近隣の地区に水圧、水量が低下する恐れがあるということで、水道管網の計算というのが特殊な計算でございまして、この分を委託する分、これが181万8,000円というように形に設計上なります。（「すみません、もう一回」と呼ぶ者あり）181万8,000円が、水道管網、塩田地区の丸尾平の配水池から自然流下で流れてくるわけですがけれども、その分の全体の設計を見直さないと49戸分つなぎ込むに当たっては近隣の高いところ等が水圧、水量等が低下するおそれがあるということですので、水道管網の計算の委託の分が、先ほど言いました181万8,000円というふうな形になります。

それとあと、お示しをいたしております路線につきましては、今現行の分と新たに県道敷きのほうに新設の管を設けるようにしております。これにつきましては、現行、民地に給水管がある分を公道、公の道から直接取りかえるというふうな形で今回新たに水道管を布設するところもあります。

それで、県道につきましては、鋼管を布設すると、耐震性のある鋼管、それから市道及び里道につきましては、耐震性のある塩ビ管で布設をするというようなことで計画をいたしているところでございます。

そういうことで、その5路線の分と、それから、今現在、地上式の消火栓が2カ所ありますけれども、それを今現在、地下式のほうに切りかえておりますので、その地下式に切りかえる分が2カ所ございます。その5路線の管の設計委託料が261万3,000円ということで、あわせて443万1,000円の補正をお願いしている分でございます。

それと、AEDにつきましては、清水の浄水場に配備をするというような形で、清水の浄水場につきましては、通常管理の職員がおりますので、事務室のに入ったすぐのところに設置をしようかなとは思っています。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

要するに、あそこの49戸分を新しく加入していただくために水道管全体の水圧等がどうなるのかという計算をするのに委託料が181万円と、平山地区の5路線を設計するのに261万円と、消火栓を含めたところで、これでいいのか。

これは、先ほど環境下水道課のほうにもお尋ねをいたしました。要するに市の職員さんで、全体が181万円で今回は261万円、私は逆かなと思ったんですが、要するにこれぐらいいいですか、こういう設計をできる、いわゆる技師の方というのはいらっしやらないわけですか。

○副議長（田口好秋君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

今現在、水道課の公務のほうには副課長1名と主任1名、2名と、施設管理で再任用の職員1名という体制で今、公務の事業を行っております。

それで、今回、震災以降、耐震性のある鋼管、塩ビ管を布設するような形でやっておりますが、その耐震性の場合に継ぎ手の部分のかぶりの計算等が出てくるというふうなことで、専門家のほうに設計委託をお願いするというような形で水道事業を今やっているところです。以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

かぶりの部分が、それはある程度技術を持っている、勉強をして修得をすればできないことはないわけでしょう。じゃ、いいです。

市長、これは市長にお尋ねをいたします。

先ほどの、結局、四百数十メートルの委託料が二百数十万円、今回ここで440万円、もうこれ1人分の年間の職員さんを雇うだけの費用はあるわけですね。それ共済からなんか全てすればあれですけど、それぐらいの金額なんです。ですから、確かに職員さんの数を減らしていくということはあるかもわかりません。そういう中で、新しいこういう、いわゆる技術専門の職員さんを育てる、こういうのを全部委託して入札をしてということを考えるよりも、そういう職員さんを育てる。

例えば、じゃあ水道も下水道も今からどんどんいろんなところでこういう事例が発生すると思うんですが、そういう専門の、例えば営繕課みたいな、いわゆる設計を担当する、そういう職場、職員さんを育てることができるんじゃないですか。今回2カ所だけでこれだけ

の委託費用を予算化をするぐらいなら、そういう職員さんを育てていってもいいと私は思うんですが、最後にお願いします。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

技術職というのは必要だということは十分わかりますけれども、全体的なコストの面から考えれば、外注したほうが相当コストダウンになっているというふうに思いますので、今そういうふうにとっておるところでございます。

ただ、全体的な知識を持って理解しながら発注し、また管理するということが大事ですから、そういう知識を得る努力はしていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第64号 建設工事請負変更契約の締結について、質疑を行います。

この議案は追加議案で、通告の時間がありませんでしたので、通告なしで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

これは県の事業に伴う追加ということで理解をしておりますけれども、結局、県として10億円の基金の積み増しをされたということで、先般新聞に載ったわけですね。もう基金がなくなった状態で、もうこれ以上の積み増しもしないというふうに明言をされったわけなんですけど、平成24年度については、もうこれが最終補正ということでとらえていいのか、あるいは次年度、平成25年度については、結局、嬉野市が取り決める分があるのかないのかですね、そのあたりお示し願いたいと思えます。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

住宅リフォームの件ですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

平成24年度につきましては、これが最終というふうにとらえております。

それから、来年度というお話でございますけれども、県の補助等についても、詳しいことはわかりませんが、うちの課としては期待をしておるところでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

ほかにございませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

住宅リフォームの件についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、8月17日からですかね、8月末に一応抽せんをされまして、漏れた方、そして抽せんをされた方、そのあたりの詳細について、まず説明を求めたいと思っておりますけれども。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

現在、8月末で抽せんを行い、本人さんに当選者及び落選者の方には通知を差し上げております。応募が約180件ございまして、流動的にはなりますけれども、現在、約70名当選というふうな形になっております。今回の補正の分がちょっと見えておりましたので、180人さん皆さんに「落選されても待ちますか」というふうな形の中で、それもアンケートをとりまして、二十数名の方がほとんどが待つとくということでしたけれども、二十数名の方が、もうやぐらしかけん早うしていっちょこうというふうなことでしたんですけれども、その二十数名の方が約半数程度当選という形になられまして、あと十数名が早うしていっちょこうというふうな方のでございましたので、今回が割とすぐ9月補正とか、そういうものが見えましましたので、落選者の方にも、「こうこうこうでちょっと期待が持てますから、もういつとき待つとかなですか」というふうな通知まで差し上げております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

前回の180名が抽せんをされて、70名が当選ということで、110名が当選に外れたわけですが、抽せん以外れたわけですが、今回3,160万円という補正の額で、110名の方が、それにまた今後、この議会が終わってから公募されるわけですが、今後の公募して、いつごろ第2回目の抽せんを行われるのか、その点をまず求めたいと思っております。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

今回の補正を議決というふうになれば、今回も抽せんという形でまずとりたいというふう
に思います。

あとのスケジュールという話なんですけれども、今ちょうど9月、県も9月議会があつて
いると思いますけれども、そういった中で、担当の課と、その辺のスケジュールが詰めてお
ります。できるだけ10月いっぱいにはまた投資といいたいでしょうか、そういうのを行いまして、
11月いっぱいぐらいにはもう工事にかかれるような形で県と詰めていきたいというふう
に今考えておりました、きょう現在で、いつからいつまでというのはちょっと今のところわか
らないということです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

前回漏れた人が110名いらっしゃるわけですので、そのこととあわせて、今回また第2回
目の抽せんを公募されるわけですが、3,160万円の中で大枠みんなに行き届くんじゃないか
なという担当課のお考えのようですので、その中で、前回漏れた人が、もう110名の方は申
請書を出して、今すぐでも工事にかかれるという段取りをとっておるわけですね。しか
し、この補助事業に抽せん漏れで現在待っているという状況ですので、この件について、住
宅リフォーム緊急助成事業補助金交付要項の中にうたわれておりますように、この着手後の
申請の特例ということで、第10条に載っております。そのあたりに着手後の申請というよ
うな特例に、私は8月に申請された、抽せん漏れた者には市長の承認を受ける場合に限り、工
事着手の抽せんももう一回認めるというようなことができないのかどうか、そこのあたりを
どう考えているのかということです。

実例は、先ほど申し上げたように、もう2カ月、9月から着手してよかったけれども、漏
れた人が、10月、11月、3カ月も一応待たにやいかんという状況が続いておりますので、こ
れは特例としてできないのかどうか、その点求めたいと思いますけれども。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まことに申しわけございませんが、特例は認めないことにしております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

1点だけお聞きいたします。

今回、補正で11月からということですが、非常に期間的に、来年の3月まで、4カ月、5カ月ぐらいなんですけど、これは3月いっぱいまで完成という条件がつくのか、それとも、そういう期間が短いから、施工、いわゆる完了といいますか、その期間が延長ということが考えられるのか、その1点だけお聞きいたします。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

なかなか難しい質問だというふうに考えますけれども、先ほど県との協議中というふうなお話も今いたしました。それによつての話というふうなことがかなりウエートを占めるというふうにご考慮しておりますけれども、私どもといたしましては、今の時点では3月末ということですが、状況によつては、そこで例えば繰り越しとか、そういったこともする事態が出てくるのかなというふうなことは今ちょっとご考慮しております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

そういうことですので、これはあくまでもリフォームで工事の内容によつてはすぐ終わるもの、あるいは長くかかるものあると思っておりますので、ぜひそこら辺、今補正が上がったということですので、ぜひ県と協議をして、内容によつては施工の期間の延長といいますか、を図られるような対応をぜひお願いしたいということだけ要望しておきます。

○副議長（田口好秋君）

ほかにありますか。農業費、6ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これで提出議案の決算を除く全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後0時40分 散会